

第4章 自然環境

琵琶湖では、外来魚の増加や水草の大量繁茂などのように、生態系に大きな変化が起きています。また、各種の開発行為や人々の生活様式の変化による環境や生態系への影響が懸念されています。琵琶湖をはじめとする自然環境の保全・再生を図り、生物の多様性を未来に引き継いでいくための対策が求められています。

自然環境の総合的保全

● 自然公園の指定

<自然環境保全課>



県内には、琵琶湖、鈴鹿の2つの国定公園と、三上・田上・信楽、朽木・葛川、湖東の3つの県立自然公園があり、県面積に占める自然公園面積の割合は37.3%です。

● 緑地環境保全地域・自然記念物

<自然環境保全課>

「滋賀県自然環境保全条例」に基づいて、平成21年度末現在で、緑地環境保全地域として6地域を指定するとともに、特に県民に親しまれ由緒あるものを自然記念物として29件指定しています。

また、琵琶湖およびその周辺の自然環境とすぐれた風致景観を保全するため、内湖をはじめとする水生植物生育地など、17箇所の自然保護地など約190万㎡を公有化しています。

● 伊吹山の自然再生

<自然環境保全課>

伊吹山は、滋賀県と岐阜県境にそびえる標高1,377mの山であり、県内の植物2,300種のうち約1,300種が生育する植物の宝庫です。特に、山頂付近ではお花畑が形成され、コイブキアザミなど9種の固有種を始めとする多くの高山・亜高山性の植物が生育し、琵琶湖国定公園特別保護地区および国の天然記念物に指定されています。

かつて、伊吹山は採草地として利用されてきましたが、現在では、年間約30万人が訪れる観光地となっています。

また、伊吹山の南西斜面では戦後、石灰岩の原石山として開発が着手されて以降、現在も大規模な採掘が行われています。

こうしたことから、かつてのお花畑では採草が行われ

なくなったことにより、低木林やススキが繁茂したり、また山頂部一帯や登山道周辺における利用者の踏み荒らしによる重要植物の減少や外来植物の侵入など、お花畑への影響が生じています。また、石灰岩の採掘によりその山容が変化するという景観面の影響も憂慮されています。

このため、保全活動団体、土地所有者、関係企業、学識経験者、関係行政機関の参画を得て、平成20年(2008年)5月に伊吹山自然再生協議会を設置しました。

会議は平成21年(2009年)2月までに5回開催され、「伊吹山再生全体構想」をまとめ、伊吹山の再生に向け、①お花畑の維持・復元、②優れた景観の維持・創造、③伊吹エコツーリズムの確立について、目標と取り組み方針、役割分担などを定め、今後、様々な取り組みを進めることとしました。

滋賀県と米原市は、全体構想に示された役割分担にもとづき、お花畑の維持・復元を目的として、特別保護地区を中心としたお花畑において平成21年度から平成23年度まで自然再生事業を実施するほか、協議会構成員と連携して、全体構想実現のための取り組みを進めることとしています。

平成21年度は、植生復元のため立入防止柵やマナー看板の設置および低木・ススキの伐採を行いました。



伊吹山山頂お花畑案内図や立入防止柵の設置

● 琵琶湖ルールの取り組み

<琵琶湖再生課琵琶湖レジャー対策室>

琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、平成15年(2003年)4月から「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」を施行し、琵琶湖でのレジャーの新しいルール(琵琶湖ルール)の定着を進めています。平成18年(2006年)3月には条例制定後の成果と課題を踏まえ、条例の一部改正を行いました。

■ ルール1 プレジャーボートの航行規制

水上オートバイなどの騒音から、湖岸の集落などの生活環境や水鳥の生息環境を保全するため、航行規制水域(平成22年(2010年)4月1日現在23箇所)を設け、水域内での航行を原則禁止しています。航行規制水域にはブイや看板を設置し、監視活動を実施しています。



■ルール2 従来型2サイクルエンジンの使用禁止

プレジャーボートの排気ガスに含まれる有害物質による水質への影響を低減するため、従来型2サイクルエンジンの使用を禁止しています(県と協定を締結した施設に保管し、知事の認定を受けた場合に限り、特例として平成23年(2011年)3月まで使用できます)。

■ルール3 外来魚(ブルーギル、ブラックバス)のリリース禁止

釣りというレジャーの面でも、外来魚を減らして、琵琶湖の豊かな生態系を保全するため、外来魚のリリース(再放流)を禁止しています。湖岸や漁港に回収ボックスや回収いけすを設置し、外来魚の駆除を進めています。



全国の小中学生を対象に、外来魚の駆除に協力してもらう「びわこルールキッズ」の募集や個人・団体を対象に「外来魚駆除協力隊」を募集し、県民や釣り人の協力のもと外来魚の駆除を進めています。

■ルール4 地域の取り組みへの支援

深夜の花火やごみ投棄などの迷惑行為の解決や、地域の状況に応じた適切なプレジャーボートの利用を進めるため、長浜港や近江舞子などでは、地域住民、レジャー利用者や関係事業者が対策を話し合い、地域の実情に即したローカルルールを策定しています。県はこれを認定し、地域による広報監視活動を支援しています。

●琵琶湖湖辺域保全・再生の基本方針 ～人と自然とが共生する美しい琵琶湖を目指して～

<河港課>

「琵琶湖湖辺域保全・再生の基本方針」は、湖辺域を形づくっている砂浜湖岸、植生帯湖岸、山地湖岸、人工湖岸のもつ自然環境や景観などに着目し、それらを保全・再生する際の基本的な考え方を示したものです。

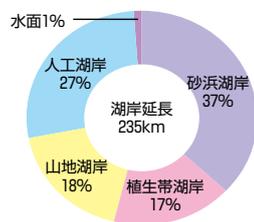
今後の個別の地域における具体的な対策は、基本方針を踏まえ、地域住民や関係団体、専門家等と連携・協働を図りながら検討し実施していきます。また、具体的な施策で得られた知見をより多くの場で活かすことができるよう、県の関係部局や研究機関と連携を図るとともに、地域住民とも情報共有を図り、意見交換できる場の確保に努めます。

●基本方針

- ・人々の利用環境と生物の生息環境の保全・再生
- ・事業の評価を施策に反映
- ・地域の特性を活かし地域住民と連携・協働

◆湖岸分類(平成14年(2002年)河港課調査)

砂浜湖岸：水際線が砂浜である湖岸。
 植生帯湖岸：水際線がある程度まとまりのある植生帯(ヨシ、マコモなど)である湖岸。
 山地湖岸：背後地に山地が迫っている湖岸。
 人工湖岸：水際線が矢板、コンクリート、自然石などの人工構造物で構成された湖岸。
 水面：河口部などの水面。
 ※水際線：B.S.L.(琵琶湖基準水位) ± 0.0 m付近として調査した。



●多自然川づくり

<河港課>

治水上の安全を確保しつつ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境や、多様な河川景観を保全・創出するために、河川全体の自然の営みを考慮した多自然川づくりに取り組んでいます。



杉川広域基幹河川改修事業(甲賀市)

●滋賀県生物環境アドバイザー制度

<監理課>

「人と自然にやさしい建設工事」を実現する施策として、平成6年度に「滋賀県生物環境アドバイザー制度」を設け、生物環境などの専門家の指導助言を受けながら公共施設の計画策定や工事を実施しています。

これまでに延べ405箇所(平成6年度から平成21年度まで)で制度を適用し、貴重植物の移植、魚やホタルなどへの配慮、けもの道の設置などを行いました。

●世代をつなぐ農村まると保全向上対策

<農業経営課、農村振興課>

農地・農業用水などの農村の資源は、農業生産だけでなく琵琶湖や農村地域の豊かな自然環境を形成するなど重要な役割を果たしながら、県民に限りない恵みを与えてきました。しかし、近年の過疎化・高齢化・混住化などの進行に伴う集落機能の低下により、これらの資源の適切な保全管理が困難になってきています。このため、子どもたちから高齢者までを含めた地域ぐるみの共同活動で農村の資源を保全する「世代をつなぐ農村まると保全向上対策」に取り組んでいます。

■対策のねらい

- ①農地や農業用水などの資源を琵琶湖にも配慮しながら、きちんと管理し、その上で豊かな生態系や心なごむ田園景観を育みます。
- ②子どもたちから高齢者まで、みんなが参加しながら、生き生きと暮らす農村の実現を目指し、農村を県民の共有財産として、守っていきます。
- ③より安全・安心で環境に配慮した農産物を生産する環境こだわり農業を進めます。

■平成21年度の実績

【共同活動】

・県内の農業集落1,400余りのうち、847集落で792の活動組織が設立され、農振農用地面積の3分の2に相当する33,050haで共同活動を実施。

【営農活動】

・共同活動実施組織のうち、595組織で取り組まれ、11,352haで環境こだわり農産物を栽培。

WEB <http://www.pref.shiga.jp/g/noson/marugoto/index.html>

●魚のゆりかご水田プロジェクト

<農村振興課>

かつて、琵琶湖周辺の水田は、フナ、コイ、ナマズなどの湖魚にとっては「ゆりかご」としての役割を持っていた。

ました。しかし、様々な開発により琵琶湖と水田との間に大きな落差が生じたため、現在では、琵琶湖と周辺の水田とのつながりが失われてしまいました。このため、県では琵琶湖周辺の水田を魚類の産卵繁殖の場として再生するため、「魚のゆりかご水田プロジェクト」に取り組んでいます。

これまでの調査で、稚魚の生残率(稚魚数/産卵数)が6割近くに達した水田もあり、水田は魚類の産卵や稚魚の育成に非常に適した場所であることがわかりました。これを受けて、間伐材を用いた魚道を開発し、推進した結果、平成21年度には、農家を中心とした地域活動組織により約111haの水田で魚道が設置され、水を抜いて一旦水田を乾かす中干し時期には、多くの稚魚が水田から排水路を通じて琵琶湖へ流下しました。また、各地域で開かれた生きもの観察会では、稚魚の流下する様子を見て「水田と琵琶湖とのつながりを再認識させられた」という声が聞かれるなど、水田の多面的機能を理解してもらう貴重な場を提供することもできました。

平成19年度からは、「魚のゆりかご」となった水田でとれたお米を『魚のゆりかご水田米』としてブランド化を図ることで、広くこの取り組みを知っていたくとともに取り組み農家をバックアップすることなどにより、魚のゆりかご水田をより広く推進しています。



魚道を勢いよく遡上するコイ



WEB <http://www.pref.shiga.jp/g/noson/fish-cradle/>

健全な生態系の保全・回復

滋賀県ビオトープネットワーク長期構想

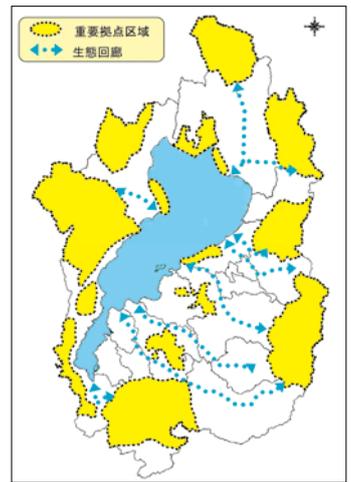
< 自然環境保全課 >

野生生物種の安定した存続を図り、将来の世代へと引き継いでいくためには、貴重な種の個体の保護や、一部の原生的な自然環境や優れた自然景観地を保護するのみでは、不十分です。

多くの野生動植物にとって主要な生息生育地である森林、琵琶湖、河川や人手の入った二次的自然である雑木林・水田を中心とした里地里山、大規模に開発された市街地の中に点在する身近な公園や社寺林などを含め様々なビオトープ(野生動植物の生息・生育空間)に重要拠点区域を設定し、保全を進めることが必要です。さらに、これらを核とし、それぞれの種の生態的特性に応じてそれらが生態回廊によってネットワーク化が形成された県土づくりが求められます。

このため、野生動植物種の個体の生息および生育環境の保全および再生ならびにネットワークに関する長期構想を平成21年(2009年)2月に策定しました。

このことにより、保全・再生・ネットワーク化の必要性と望ましい将来像を県、市町、NPO、事業者などの間で幅広く共有し、具体的な取り組みにつながる契機となることを目指しています。



守りたい育てたい湖国の自然100選

< 自然環境保全課 >

滋賀県では平成19、20年度において、ふるさとの野生動植物を絶滅させることなく、未来の子どもたちや孫たちに引き継ぐために、保全、再生を図ることがふさわしい野生動植物の生息・生育地を「守りたい育てたい湖国の自然100選」に選定しました。

水辺エコトーンマスタープラン

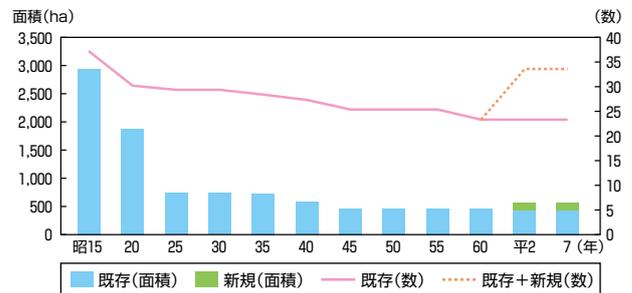
～湖辺域のビオトープの保全・再生に向けて～

< 琵琶湖再生課 >

生物多様性に富み、多くの生物が生息する湖辺域の推移帯(エコトーン)を生態系の重要な場所として位置づけ、ビオトープのネットワーク形成を目的に、保全・再生に関する基本方針などを示した「水辺エコトーンマスタープラン」を策定しています。

そのビオトープネットワーク拠点の再生モデルとして、内湖のもつ生態系保全機能や水質保全機能などを活かした内湖再生の実現に向け取り組んでいます。

◆内湖数および面積の変化



内湖再生検討事業

< 琵琶湖再生課、水産課、河港課、湖北環境・総合事務所、湖北農業農村振興事務所、長浜土木事務所 >

内湖機能再生の可能性を検討するため、早崎内湖干拓地の水田の一部17haを試験湛水し、住民、NPOなどで構成する早崎内湖再生協議会を中心に内湖の生態系機能に関するモニタリング調査などを実施しています。

これまでの調査の結果、植物、鳥類などにとって極め

て良好な生息環境になっていることがわかってきました。

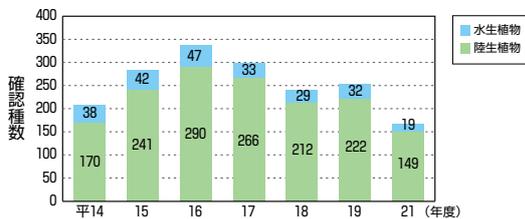
平成19年(2007年)9月には、湛水区域の北区と琵琶湖を接続させ、水の行き来が出来るようになり、内湖が本来保有していた水質浄化や水産資源増殖の機能も併せて調査を行っています。

平成20年(2008年)から、琵琶湖の「自然本来の力を保全し再生する」ため、内湖のもつ生態系保全機能や水質保全機能などを活かした内湖再生の実現に向けた取り組みを推進するため、早崎内湖再生に向けた実施計画を検討しています。

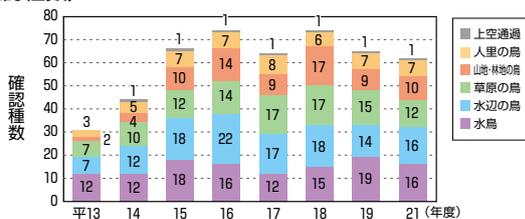


早崎内湖湛水地

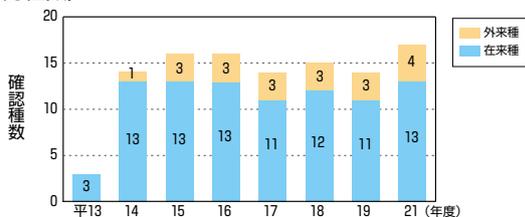
◆早崎内湖再生検討事業モニタリング調査経年変化 (植物確認種数)



(鳥類確認種数)



(魚類確認種数)



● ヨシ群落の保全

＜自然環境保全課＞

琵琶湖とその周辺に広がるヨシ群落は、湖国らしい個性豊かな郷土の原風景であり、生態系の保全にも役立っています。

このヨシ群落を積極的に保全するため、平成4年(1992年)に「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」を定めました。平成16年(2004年)には新たな「ヨシ群落保全基本計画」を決定し、ヨシ群落の健全な育成を県民等との協働によって進めていくとともに、ヨシ群落の生態特性・地域



特性に応じた維持管理や刈り取ったヨシの有効な利活用を図ることとしています。

この条例は、次の3つの柱から成り立っています。

■ ヨシを守る

保全が必要な場所をヨシ群落保全区域に指定してヨシ群落を守ります。

■ ヨシを育てる

自然の回復力を活かした方法によりヨシの増殖・再生を図り、清掃やヨシの刈り取りを実施しています。



ヨシの刈り取り

■ ヨシを活用する

私たちの生活の中でヨシを活用できるように調査・研究するとともに、ヨシ群落を環境学習や自然観察の場として活用できるよう啓発しています。

● 琵琶湖の水草

＜自然環境保全課＞

水草帯は、魚類の産卵や生息場所として、また鳥類の餌となるなど琵琶湖の生態系を形づくる重要な構成要素です。しかし、流れ藻となるコカナダモはもちろん、在来種も繁茂時期が琵琶湖の水位低下と重なると、湖岸周辺の環境に悪影響を及ぼしたり船舶の航行に支障をきたす場合があります。このため、県が保有する水草刈取機「スーパーかいつぶりⅡ」および水草除去機「げんごろう」を用いて刈取事業を実施しています。平成21年度は、約2,370tの水草刈り取りを行いました。



◆南湖において湖底が水草に覆われている場所

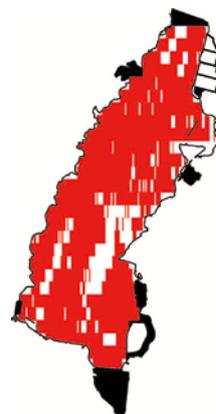
(平成20年(2008年)9月3日)

赤：植被率50%以上の水域

黒：調査範囲外の水域

資料提供：滋賀県立琵琶湖博物館

(魚群探知機による調査結果)



平成18年(2006年)7月撮影

● 特定外来水生植物の駆除

＜自然環境保全課＞

琵琶湖で確認されている特定外来生物に指定された水草は、主にボタンウキクサ、ミズヒマワリ、ナガエツルノゲイトウの3種です。ボタンウキクサについては平成19年度に赤野井湾で繁茂が見られましたが、刈り取り駆除をした結果、平成20年度の発生は見られませんでした。ミズヒマワリについては矢橋人工島中間水路で、ナガ

エツルノゲイトウについては彦根市の神上沼および不飲川、大津市小野地先などで発生が確認されています。平成19年度から、ボランティアで駆除作業がされてきたところであり、県としても資材提供などの支援を行ってきました。

平成21年度はこれまでのボランティア活動支援に加えて、琵琶湖岸全域で繁茂状況を調査するとともに、特に広範囲な繁茂状況が既に確認されている不飲川河口部や大津市小野地先において駆除工事を行いました。



ナガエツルノゲイトウ駆除作業

琵琶湖・淀川流域圏の連携交流の促進

< 水政課 >

琵琶湖と淀川のつながり

琵琶湖・淀川流域圏は、上流には琵琶湖があり、中下流には我が国为数の人口・産業が蓄積している地域で、個性的な都市や地域が互いに補完しあいながら栄えてきました。

流域の関係者は、これまでから琵琶湖総合開発の実施や琵琶湖・淀川水質保全機構の設立といった先進的な施策を展開しながら連携を積み重ねてきました。

琵琶湖・淀川流域ネットワーク

平成15年(2003年)3月に、滋賀、京都、大阪の琵琶湖・淀川流域で開催された「第3回世界水フォーラム」において、3府県知事と、大津、京都、大阪の3市長により「水でつながる琵琶湖・淀川から世界に向けて」と題する共同声明が発表されました。

その共同声明を受けて、平成16年(2004年)8月には、流域6府県が、流域の自治体、住民、NPO、企業、研究機関など多様な主体による水環境保全ネットワークの構築を目的として、「琵琶湖・淀川流域ネットワーク推進会議」を立ち上げました。「琵琶湖・流域ネットワーク推進会議」は各府県の水環境保全に関する取り組みをまとめた「かわら版」の発行や琵琶湖・淀川流域水の作文コンクールなどを行っています。また、平成19年度以降、各府県の実務担当者がお互いの先進的・特徴的な取り組みに関する技術を学びあう「琵琶湖・淀川流域における水環境保全に関する技術交換会」を実施するなど、更なる水環境保全に向けた取り組みを進めています。

WEB <http://www.pref.kyoto.jp/kyonomizu/10400031.html>

琵琶湖・淀川流域圏の再生

< 水政課 >

琵琶湖淀川流域圏再生構想

第3回世界水フォーラムで、県から「琵琶湖淀川流域圏再生構想」を提案しました。

この構想は、琵琶湖・淀川流域を、歴史・文化を生かし、自然と人間が共生する持続可能な活力ある流域圏として再生していこうというもので、「流域圏の水マネジメント機構の創設」や「構想を支えるための新しい仕組みづくり」までを視野に入れたものです。

都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」
平成15年(2003年)11月、都市再生プロジェクト「琵

琶湖・淀川流域圏の再生」を進めることが決定され、平成17年(2005年)年3月に「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」が策定されました。

都市再生プロジェクトは、「都市」の魅力と国際競争力を高め、その再生を実現することを目的として、関係省庁をはじめ官民の総力を傾注して進められる国家的プロジェクトです。

「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」では、①自然環境、②都市環境、③歴史・文化、④流域の連携、の4つの視点から整理し、これらの課題に対して、「水でつなぐ“人・自然・文化”～琵琶湖・淀川流域圏～」を基本コンセプトとして、流域圏が一体となった取り組みを展開することとしています。

豊かな生物を育む「琵琶湖のゆりかご」ともいえる貴重な水域であり、流域圏全体に様々な恵みをもたらす南湖を再生するため、本計画に「南湖の再生プロジェクト」を位置づけ、関係機関との連携のもと、湖底環境の改善、沿岸域環境整備、在来魚介類資源の増大、流入負荷対策などに取り組んでいます。



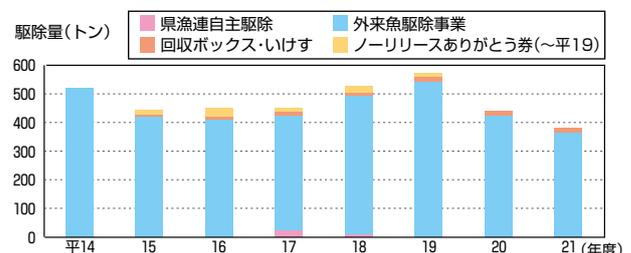
WEB <http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/biwayodosaisei/index.html>

外来魚の駆除

< 水産課、琵琶湖再生課琵琶湖レジャー対策室 >

琵琶湖での外来魚(オオクチバス・ブルーギル)の異常繁殖は、ニゴロブナやホンモロコなどの水産資源はもとより、水生動物を著しく食害し、琵琶湖独自の生態系に大きな歪みを生じさせ、漁獲量の極端な減産の主要な要因の一つとなっています。このため、平成14年度から外来魚駆除事業を一層強化して実施し、毎年400～500トン程度の駆除を行っています。平成21年度には外来魚駆除促進対策で357.6トン駆除したほか、稚魚等の小型魚を捕獲する繁殖抑制対策や緊急雇用創出特別対策を活用した外来魚集散状況把握調査により5.8トンの駆除を行いました。こうした漁業者等の取り組みのほか、県民、釣り人等の取り組みにより18.2トン(外来魚回収ボックス・いけすからの回収量)が駆除されました。これらの取り組みにより、平成15年度末に1,900トンと推定された外来魚の生息量は、平成20年度末には1,400トンまで減少しています。今後も引き続き、駆除を強力に進めるとともに、効率的な繁殖抑制や外来魚が集まる場所での集中的な駆除など、新たな駆除技術の開発と釣り人への啓発に努めます。

◆外来魚の駆除量



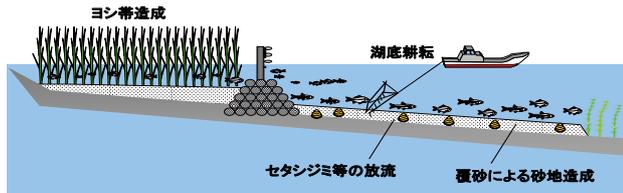
琵琶湖南湖の漁場再生にかかる取り組み

<水産課>

フナなどの産卵繁殖場として重要なヨシ帯は、湖岸の人工護岸化や内湖の干拓などにより激減したことから、その造成に取り組むとともに、ヨシ帯前面の泥化した湖底に覆砂を行い、ヨシ帯から連続する砂地の湖底を造成し、セタシジミ漁場の復活を目指しています。

また、かつて良好なセタシジミの生息場であった南湖では水草の異常繁茂により湖底の環境が悪化していることから県漁連では湖底耕耘と併せて水草除去を実施し湖底環境の改善に取り組んでいます。

覆砂や湖底耕耘を実施した水域にセタシジミの種苗を放流し、漁場として早期復活を図ります。



- ホンモロコの子魚が発育・成長しながら沖合へ効率よく移行できる湖底への修復
- セタシジミ漁場の再生と拡大→シジミ漁業による良好な湖底環境の維持・保全

野生動植物との共生に向けた取り組み

<自然環境保全課>

県には、60種を超える固有種をはじめ1万種を超える多様な野生生物が生息・生育しています。このような滋賀の豊かな生物多様性を次の世代へと引き継いでいくことは、現代に生きる私たちに課せられた重大な責務です。

平成18年(2006年)3月には、希少種の保護対策、外来種対策、有害鳥獣対策の推進による野生生物との共生を目的とした「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」を制定しました。

希少種

「滋賀で大切にすべき野生生物～滋賀県レッドデータブック2005年版～」では、684種もの動植物種が、絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種に選定されており、個体数の減少や生息・生育環境の悪化により、絶滅の危機に瀕していると評価されました。このため、平成19年(2007年)5月にハリヨなどの22種を「指定希少野生動植物種」に指定し、捕獲などを原則禁止としました。

また、希少野生動植物種を生息・生育地と一体的に保護するため、平成21年度には「布施溜・新溜(東近江市)」および「瀧樹神社(甲賀市)」を「生息・生育地保護区」に指定しました。

外来種

県では、平成19年(2007年)5月にワニガメやハクビシンなどの15種類の動植物を「指定外来種」として、飼養などの届出を義務づけ、野外への放逐などを禁止しました。

平成21年度にはアライグマ、ハクビシン、ワニガメおよびヌートリアが捕獲されたり、目撃されたりしました。

また、平成21年度からは「外来生物調査隊“エイリアン・ウォッチャー”」と銘打った滋賀県一円で外来生物の植生や繁殖の状況を調査する事業を始めました。この調査では調査地域の89.2%で何らかの外来生物が分布していることが判りました。

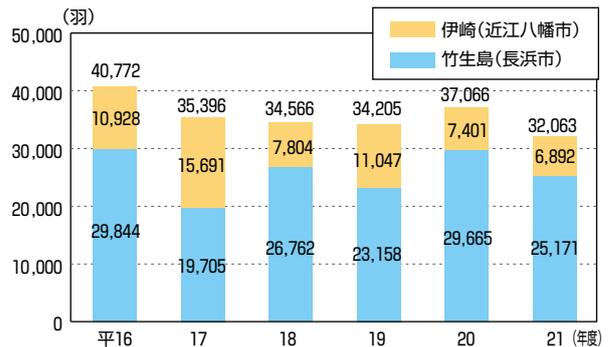
有害鳥獣

サル、シカ、カワウなどの野生鳥獣種による農林水産業などへの被害が深刻化しており、大きな社会問題となっています。このうち、長期的な視点から特に総合的計画的な対策が求められるもの5種を「指定野生鳥獣種」に指定し、指定野生鳥獣種地域協議会を設置して、地域ぐるみで対策を推進しています。

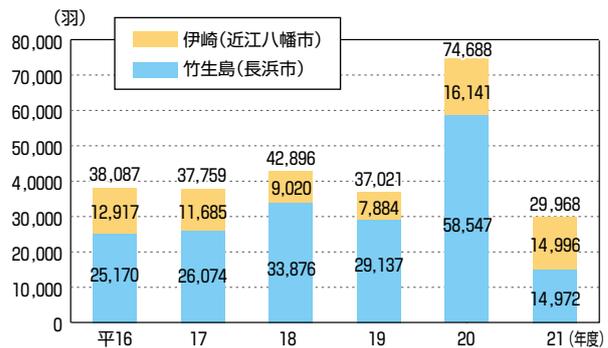
また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく特定鳥獣保護管理計画を、平成14年度にニホンザル(平成20年度から第二次計画を施行)、平成17年度にニホンジカを、平成20年度にツキノワグマについて策定し、計画的な個体数の管理を目指しています。

カワウについては、竹生島(長浜市)と伊崎半島(近江八幡市)に大規模なカワウ営巣地があり、平成21年度の調査では、春期に竹生島で約2万5千羽、伊崎半島で約7千羽が、秋期に竹生島で約1万5千羽、伊崎半島で約1万5千羽の生息が確認されています。このため、平成21年度に「特定鳥獣保護管理計画(カワウ)」を策定し、漁業被害および植生被害の対策を進めています。また、県域を超えた対策が必要なことから中部、近畿の15府県が連携して広域的なカワウ対策のための指針を策定しています。

◆カワウの生息数推移(春期)



◆カワウの生息数推移(秋期)

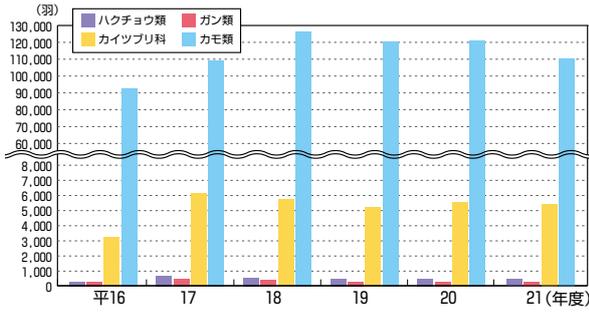


鳥獣保護

<自然環境保全課>

県は、琵琶湖を中心にコハクチョウや天然記念物のヒシクイなどの渡り鳥の重要な飛来地になっています。このため、狩猟を禁止し鳥獣の保護繁殖を図る地域として「鳥獣保護区(平成21年度現在:47箇所、101,409ヘクタール)」を指定し、このうち特に鳥獣の生息地として厳重に保護する地域を「特別保護地区(平成21年度現在:14箇所、1,404ヘクタール)」として、土地の形状変更などを規制しています。

◆琵琶湖への水鳥飛来数の推移



みどりづくりの推進

●琵琶湖森林づくり基本計画 < 森林政策課 >

県土のおよそ2分の1を占める滋賀の森林は、琵琶湖の水を育み、自然災害を防ぐなど、私たちの暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。

平成16年(2004年)3月に、琵琶湖の保全と県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする「琵琶湖森林づくり条例」を制定し、この条例に示す理念を実効性あるものとするためのアクションプランとして、同年12月に、琵琶湖森林づくり基本計画を策定しました。

この計画は、滋賀県の森林づくりに関する施策を総合的、計画的に推進する上での中心的枠組みであり、「環境に配慮した森林づくりの推進」、「県民の協働による森林づくりの推進」、「森林資源の循環利用の促進」、「次代の森林を支える人づくりの推進」の4つの基本施策のもとに、手入れ不足の森林を解消して森林の多面的機能を持続的に発揮させるとともに、県民全体で森林づくりを進めようとするものです。

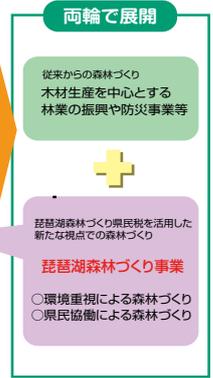
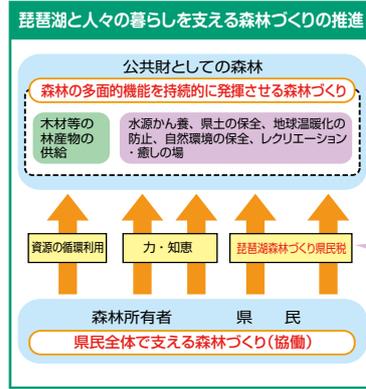
平成17年度からスタートし、平成32年度までの長期的目標を定めています。また、施行後5年目にあたる平成21年度は、これまでの取り組みや成果と社会情勢変化などによる新たな課題について検討し、本計画の見直しを行い、平成26年度までの新たな中期的目標を設定し、森林づくりに取り組んでいます。

●琵琶湖森林づくり県民税条例

< 森林政策課 >

森林の公益的機能を発揮する森林づくりを推進するための費用については、森林の恩恵を享受している県民の皆さんに共同して負担していただくことが望ましいとの考え方から、平成18年(2006年)4月から「琵琶湖森林づくり県民税条例」を施行しました。

この税は、現行の県民税均等割の額に一定額を上乗せする方式により、個人から年間800円、法人から資本などの額の区分に応じて2,200～88,000円をご負担いただくもので、「環境を重視した森林づくり」と「県民協働による森林づくり」の2つの視点に立った森林づくりに活用します。



●環境に配慮した森林づくりの推進

< 森林政策課、森林保全課 >

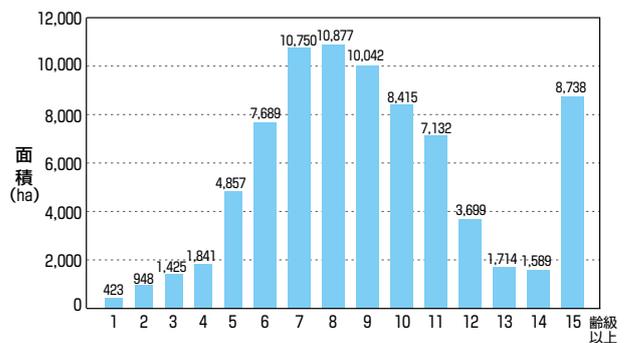
森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全・形成、木材の生産などの機能だけでなく、地球温暖化の防止、砂漠化の防止などの地球規模での環境問題に大きく関わっています。近年、県においても森林の手入れ不足による多面的機能の低下が大きな問題となっています。特に人工林のうち9齢級(45年生)以下の森林については、間伐などの保育が必要です。

このため、間伐などの森林整備や害虫獣害対策、林道などの基盤整備、治山事業による山地災害防止などの事業をはじめ、放置された手入れ不足の人工林については、強度間伐を行うことにより、針葉樹と広葉樹の混じり合った環境林へ転換するなど、多様な動植物が生育できる森林づくりを進めています。

平成21年度は、間伐を中心とした森林整備を4,733ha実施しました。

◆民有林人工林齢級別面積

(平成22年(2010年)3月末現在)



また、森林の公益的機能を発揮させるため、特に重要な役割を果たしている森林については保安林の指定を進め、平成21年度末の保安林面積は77,033haと森林面積の38%を占めています。



●県民の協働による森林づくりの推進

< 森林政策課 >

森林づくりは、森林所有者の方々だけでなく、県民の皆さんとの協働により進めていくことが大切です。

■ 県民による里山保全活動

身近にある里山を保全し、活用するため、地域特性に応じた利用や県民による保全活動に対して支援しています。(平成21年度実績 11地区)

■ 森林ボランティア活動への支援

県民の誰もが森林づくり活動に参加できるように、様々な森林ボランティア活動を支援するとともに、活動の核となる人材の養成に努めています。(平成21年度実績 45団体)



● 森林資源の循環利用の促進 <森林政策課>

県内の森林で生産された木材を県内で使用していくことは、林業・木材産業の活性化と、森林が持つ多面的な機能の発揮につながるとともに、二酸化炭素の固定による地球温暖化防止にも貢献します。このため、県では地域の木材を地域で使用する仕組みづくりのための取り組みを行っています。

■ 木材生産体制の整備に向けた人材育成の推進

平成20年度から、木材生産体制の充実を目指して、林業技術者や、その他関係者を対象に様々な研修を実施しています。

■ 高性能林業機械を使った間伐材の搬出

高性能林業機械は、平成18年度に県内で初めて導入しましたが、平成21年度末で9台が稼働しています。今後、間伐材が効率よく搬出されるとともに、作業の安全性が高まることを期待しています。



高性能林業機械

■ 間伐材利用の促進

間伐材の利用拡大を図るため、森林組合が森林所有者から間伐材を買い取ることに對して、また間伐材の搬出が円滑に進むよう搬出路の整備に對して助成しています。

■ 木材における産地証明制度の導入

木材の産地から製品の加工流通に至る過程に県産材産地証明制度を導入することで、消費者に情報の透明性を高めるよう取り組んでいます。

県では産地証明された県産材を「びわ湖材」と名づけ、積極的な活用を進めています。



びわ湖材

■ 顔の見える木材での家づくりグループの育成

地域材の供給者が、住む人と顔の見える信頼関係をつなげるために住宅課と共同して、ネットワークづくりに取り組んでいます。

■ 県産材利用住宅建築の促進

木の香る淡海の家推進事業では、県産木材を利用した木造住宅の新築などに対して助成を行っています。

■ 小中学校における木の学習机への転換

木の良さを体感しながら落ち着いて勉強できる環境を提供するために、スチール机から木の学習机への転換を支援しています。また、木製品をPRして利用拡大を図るために、保育園・幼稚園のほか公共施設への木製ベンチやテーブルの導入も支援しています。

● 次代の森林を支える人づくりの推進

<森林政策課>

間伐などの森林整備を積極的に推進するため、高性能林業機械を活用した森林施業を推進しています。

また、淡海フォレスター養成講座を開催し、滋賀県の地域環境に合った森林整備の担い手を育成しており、平成21年度においては、新たに7名の淡海フォレスターを養成しました。

● 滋賀県緑化基本構想

<森林政策課>

県では、みどりづくりの基本方向を示すため、平成22年度を目標年次とする「滋賀県緑化基本構想(淡海のみどり2010構想)」を策定しています。この構想では、自然と共生し、循環型の暮らしを育む「淡海みどり文化の創造」を目指しています。

● 企業の森づくり

<森林政策課>

企業の社会貢献活動としての森林整備・保全活動を促すため、活動フィールドの情報収集などに努めるとともに、企業と森林所有者とのコーディネートを行っています。

● みどりの拠点施設の運営

<森林政策課>

身近にみどりや森林に親しめる施設として、県立近江富士花緑公園、きゃんせの森、山門水源の森を運営しています。また、各施設に森林レンジャーを配置し、森林ガイドやパトロール、環境学習などを行っています。

● 「緑の募金」活動の推進

<森林政策課>

湖国のみどりを県民共有の財産として守り育てるため、(財)滋賀県緑化推進会が、春(4月1日～5月31日)と秋(9月1日～10月31日)に行う緑の募金活動を支援しています。

「緑の募金」は、身近なみどりづくりや名木などの保全、みどりづくりの普及啓発、国際協力などに使われています。

● 森林づくりの調査研究

<森林センター>

滋賀県森林センターでは、琵琶湖を取り巻く森林の保全を推進するための技術や情報を収集し、広く発信していくため、森林づくりに関する次の調査研究に取り組んでいます。

- ①ニホンジカの剥皮防止方法の検討
- ②列状間伐の伐採跡地における植生の推移に関する調査
- ③森林吸収源計測事業
- ④琵琶湖の水源を守る森林づくりの検討
- ⑤環境林植生経年調査

シカの剥皮被害から林木の根元部分を保護するためのネット設置試験の状況

